

議案第46号

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|-----------------|-----------|-----------------|
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 負担区の名称 | 1平方メートル当たりの負担金額 | 負担区の名称 | 1平方メートル当たりの負担金額 |
| [略] | | [略] | |
| 第40負担区 | [略] | 第40負担区 | [略] |
| 第41負担区 | 740円 | | |

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。